

入会説明会資料

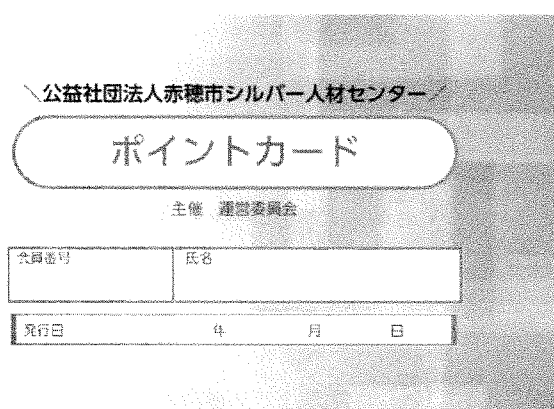
別 紙

入会説明会資料「別紙」(目次)

1. 会員向けポイント制度 2
2. 新規会員さん・お客様 ご紹介のお願い 6
3. シルバーパートナーショップ 8
4. Smile to Smile について 10
5. 会員さんの携帯電話にSMSで 11
6. 赤穂市高齢者見守りネット 12
7. 赤穂市シルバー人材センターの主な活動内容について 14

積極的にシルバー事業に参加しよう！！

会員向け



ポイント制度

※定時総会などのシルバー実施事業参加時にポイントを付与します

※ポイントが貯まったらポイント数に応じた商品券と交換できます

主催 公益社団法人赤穂市シルバー人材センター運営委員会

会員向け「ポイント制度」について

ポイント制度とは、会員の皆さまがセンターの行事や事業等に積極的に参加していただき組織の活性化を目指すもので、参加していただく内容に応じてポイントを付与し、ポイントカードに貯まったポイントと商品券を交換する制度です。

1. ポイントカードの受け取りについて

ポイント対象事業等へ参加される時、もしくは発行を希望される場合にお渡しします。(発行日から2年間有効)

ただし、ポイントカードを失くした等の場合、カードの再発行はしますが、ポイントの移行や合算はできません。

※カードは大切に保管してください。

2. ポイントの付与について

ポイントの対象となる事業等への参加時にポイントカードを提示していただくことで、職員がポイントを付与します。

※ポイントカードを忘れずにお持ちください。

3. ポイントの交換について

ポイント数に応じた商品券とポイントカードを交換できます。

4. その他

制度の詳細については、実施要綱をご覧ください。

公益社団法人赤穂市シルバー人材センター会員向けポイント制度実施要綱

1 趣旨

この要綱は、公益社団法人赤穂市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の会員を対象としたポイント制度の実施に関し、必要な事項を定める。

2 目的

センターが行う事業活動等へ参加したセンターの会員に対してポイントを付与し、ポイント数によって会員に還元することにより、センターへの帰属意識の高揚と入会促進を図り、経営の安定化を目的とする。

3 主催

公益社団法人赤穂市シルバー人材センター運営委員会

4 ポイント対象事業等

対象事業等	ポイント数	備考
定時総会	1	委任状による参加は対象外
地域班会議	1	
班長・副班長会議	1	
各種講習会	3	
親睦委員会行事 (ボランティア活動)	3	
親睦委員会行事 (ボランティア活動以外)	1	
会報への寄稿	3	
安全標語応募	1	
新規会員紹介	4	入会に至った場合
新規お客様紹介	1	契約に至った場合
その他		センター事業への貢献度に応じ運営委員会委員長が決定する

5 ポイントの管理方法等

- (1) ポイントの管理は、センターが会員に発行するポイントカードにより行う。
- (2) ポイント対象事業等参加時に、会員が持参するポイントカードへセンター事務局職員が押印すること等によりポイントを付与する。
- (3) ポイントカードの紛失・破損等による補填はできない。また、複数枚のポイントカードのポイントは合算できない。
- (4) ポイントカードの有効期限は、発行から2年間とする。
- (5) ポイントカードの不正利用が確認された会員は、還元された商品券を返却するとともに、今後一切のポイントが付与されない。

<<ポイントカード見本>>

対象事業等	ポイント数	対象事業等	ポイント数
定務協会	1	退職協会	1
労務・家族会	1	新築協会	3
製造業員会(イ・ウ・エ・オ)	2	新築協会(イ・ウ・エ・オ以外)	1
会報への掲載	3	安全衛生協会	1
新築会員登録	2	新築協会紹介	1

公益社団法人赤穂市シルバー人材センター

ポイントカード

主催 運営事務局

会員番号	氏名
発行日	年 月 日

			5
			10
			15
			20

ポイントの受け方

対象事業等参加時に、このカードをご持参ください。事務局職員が押印すること等によりポイントを付与します。※このカードを忘れた場合は、ポイントを付与できません。

ポイント還元内容

10ポイント達成で、1,000円分、15ポイント達成で、1,500円分、20ポイント達成で、2,000円の商品券と交換できます。

※カードを紛失・盗難した場合は、※までのポイントは無効となります。また、複数枚のカードのポイントを合算することはできません。※このカードの有効期限は、発行日から2年となります。

6 ポイントの申請方法及び還元内容

(1) 申請方法

センター事務局へ還元に必要なポイントが貯まったポイントカードを提出する。

(2) 還元内容

ポイント数	還元内容
10	商品券1,000円分
15	商品券1,500円分
20	商品券2,000円分

7 その他

この要綱に定めるもののほか、センター会員向けポイント制度について必要な事項は、運営委員会委員長が別に決定する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日一部改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新規会員さん ご紹介のお願い

赤穂市シルバー人材センターでは、会員拡大の推進とセンターの組織強化を図ることを目的に、健康で働く意欲のある市内在住の高齢者（概ね60歳以上）に対して、会員さんからの紹介に基づき入会を推奨する取組を行っております。

入会希望者をご紹介していただき、入会されますと報奨品（プリペイドカード等）を進呈します。

※ご紹介された方（入会希望者）には、後日事務局から「入会説明会」のご案内をさせていただきます。

下記に必要事項をご記入いただき事務局まで提出してください。

電話・FAX・メールでも受付しております。

電話 0791(43)7200

FAX 0791(43)4687

メール ako-sjc@sjc.ne.jp

会員番号		氏名	
電話番号			

下記の人を紹介します

氏名				
住所				
電話番号				
生年月日	年	月	日（歳）	男・女

月 日説明会を受けます。

お客様 ご紹介のお願い

赤穂市シルバー人材センターでは、受注の拡大を図ることを目的に、会員さんからの紹介に基づき発注を推奨する取組を行っております。

お客様をご紹介していただき、契約に至った場合、報奨品（プリペイドカード等）を進呈します。

※ご紹介されたお客様には、後日事務局から詳細の打合わせ等をさせていただきます。

下記に必要事項をご記入いただき事務局まで提出してください。

電話・FAX・メールでも受付しております。

電 話 0791(43)7200

F A X 0791(43)4687

メー ル ako-sjc@sjc.ne.jp

会員番号		氏 名	
電話番号			

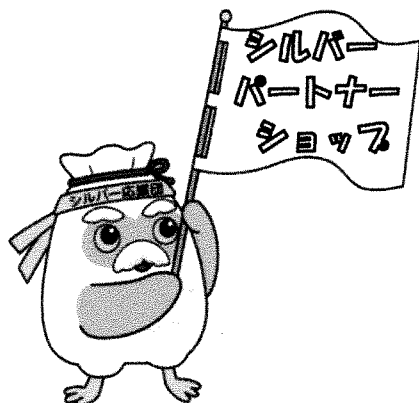
下記のお客様を紹介します

お客様名	
住 所	
電話番号	
仕事の内容	

シルバーパートナーショップ

シルバーパートナーショップとは・・・

赤穂市内の事業所・店舗の皆様にご協力を頂き、赤穂市シルバー人材センターの会員が店頭で会員証を提示すると特典を受ける事ができる制度です。協力して頂ける事業所・店舗様は令和8年4月1日時点で下記の通りとなっています。



◆ご利用の際は必ず会員証を提示

◆パートナーショップ登録店には左記のロゴを設置しております

赤穂市シルバー人材センター シルバーパートナーショップ登録店

※五十音順

店舗・事業所情報	特典内容
◆中華料理 赤穂飯店 黒崎町148 42-1700	①お食事をされた方に、ソフトドリンクのサービス (1グループ5名様まで、1人1杯)
◆おさきかもめ屋 城西館 六百目町27-2 42-2890	①お食事をされた方に、ソフトドリンクのサービス (1グループ4名様まで、1人1杯)
◆鹿久居荘 赤穂 さつき町35-5 42-1130	①料理代金5%割引(サービスメニューは対象外)
◆かみや製菓本舗 塩屋4-5 42-0267	①1,500円以上お買い上げのお客様にシフォンケーキ 1個プレゼント
◆株式会社かん川本舗 加里屋駅前町56-1 43-2555	①塩味饅頭「志ほ万」のみ10%割引
◆そば処 衣笠 加里屋56-4 42-0194	①お食事をされた方に5%割引
◆株式会社総本家かん川 駅前店 加里屋駅前町65 45-1212	①お買い上げの商品を5%割引

◆株式会社総本家かん川 新田店 新田812-2 45-7333	①お買い上げの商品を5%割引
◆絶景露天風呂の宿 銀波荘 御崎2-8 45-3355	①日帰り昼食をご利用の方に5%割引
◆くいどうらく 坂越290-7 46-8800	①お食事をされた方に、カップアイス(ソルトクリーム)をサービス(同伴者全員にサービス)
◆株式会社潮見堂本店 南野中760-1 42-4200	①お買い物をされた方に5%割引
◆タカモリ ヘアチェーン本店 山手町2-1 45-1928	①シルバー会員に限り300円割引 ②指定期間において、シルバー会員及び会員の紹介者も500円割引 ※期間は電話にてお問い合わせ下さい
◆タカモリ ヘアチェーン上飯屋店 上飯屋南13-1 43-4009	①シルバー会員に限り300円割引 ②指定期間において、シルバー会員及び会員の紹介者も500円割引 ※期間は電話にてお問い合わせ下さい
◆プライヤゲート 東浜町68-1 42-3391	①お食事をされた方に、コーヒー又は紅茶を1杯サービス
◆文楽 赤穂店 朝日町16-3 42-0505	①お食事をされた方に、飲食代5%割引 (売店商品、特別割引商品、宴会メニューは対象外)
◆眼鏡市場 赤穂店 加里屋新町100-10 43-5968	①ご来店で粗品プレゼント(1回限り、数量限定)
◆ラ・セーヌ洋菓子店 加里屋69-8 42-2296	①お買い上げのお客様に、通常価格より10%の割引
◆(株)杉山サッシ硝子 松原町7-28 43-7467	①シルバー会員及び会員の紹介者も商品を含む工事費全体の10%割引
◆焼肉秀吉 赤穂店 黒崎町211 42-1129	①お食事をされた方に5%割引

【※ご利用上の注意点※】

- * ご利用の際には、必ず赤穂市シルバー人材センターの会員証の提示が必要となります。
- * 事業所・店舗様のご都合により、特典内容が変更となる可能性がございます。ご利用の際は事前にご確認下さい。
- * 特典の適用範囲(人数や特典対象者)につきましては、各事業所・店舗様の判断となります。各事業所・店舗様の指示・判断に従いますようお願い致します。(例：会員証を提示した会員のみ対象となるのか、同伴者も対象となるのか等)

すまいる とう すまいる

Smile to Smile

令和6年10月から、はじまりました!!



Smile to Smile とは

- ◆ご自宅のパソコンやスマートフォンやセンターのパソコンから、インターネットの会員専用WEBサイトへアクセスし、「配分金明細」や「センターからのお知らせ」を確認できるサービスです。
- ◆利用するためには利用登録の手続きが必要となりますが、利用そのものは無料です。
※インターネット接続の通信料などは必要です。



なぜ Smile to Smile が必要?

- ◆私たちの生活の中にデジタル化の波が押し寄せ、デジタルをできる限り活用することが不可欠となっています。当センターも業務の効率化やコストの削減のためのデジタル化が迫られています。
- ◆令和6年11月1日以降の契約には、新たな法律により就業条件の明示（明示書）が義務付けられました。そのため書面による送付では、かなりの手間や費用がかかり当センターでもペーパーレスの取組みが必要となっています。

Smile to Smile の便利な機能

- ◆ **配分金等明細書を確認できます**
実際にお仕事をした月の翌10日頃以降に、配分金明細が確認できます。
- ◆ **就業条件の明示を確認できます**
令和6年11月1日からの法律（フリーランス新法）に対応した就業条件の明示が確認できます。
- ◆ **センターからのお知らせがいち早く確認できます**
会員の皆様への注意喚起などタイムリーにお知らせしたい情報が確認できます。

デジタル化への取り組み

- ◆当センターでは、順次各種情報や配分金等明細書の郵送を取りやめる等の対応を予定しています。
- ◆今後、会員向けデジタルツール「**Smile to Smile**」を導入し、会員の皆さまが「明示書」「配分金等明細書」「お知らせ」の情報をセンターから素早く受け取れる仕組みに移行してまいりますので、ぜひ登録をお願いします。
シルバー入会后、会員証と共に登録に必要なID・パスワードの通知書等をご自宅に郵送します。もし、登録方法が分からない場合は、お気軽にセンターにお声掛けください。

会員さんの携帯電話にショートメッセージ(SMS)※で

シルバー人材センターからのお知らせを 一斉送信するサービスを実施しております！

～皆様へのお願い～

携帯電話をお持ちの方は入会申込書兼会員票に番号をご記入下さい。携帯電話をお持ちでない方は、今後購入されたら事務所まで番号をお知らせ下さい。

■ショートメッセージ受信可能な携帯

- ・スマートフォン
- ・ガラケー（従来のフィーチャーフォン）

■メッセージの送信予定内容

- ・お知らせ、案内
- ・緊急連絡
- ・個別の連絡 など

■ショートメッセージ送信元の番号について

- ・NTT docomo、au、楽天モバイルをお持ちの方は、『050-5491-4105』からメッセージが届きます。
- ・Softbank、Y!mobileをお持ちの方は、『242244』からメッセージが届きます。

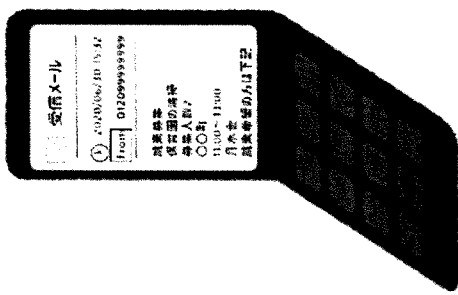
センターからのメッセージは必ず上記番号から届きますので、ご安心下さい。アドレス帳に登録頂くと便利です！

※上記番号には電話やメッセージの返信を頂いても届きませんので、ご注意ください。

■注意事項

- ・メッセージの受信には料金はかかりません。
- ・携帯電話のご契約プラン（無料通信分が全く無い場合等）によってはメッセージ本文内のURLをクリックするとパケット通信料実費が発生する場合がございます。

※携帯電話番号を用いた短文でのメッセージ



本文内のURLをクリック
頂く事で、メッセージをご確認
頂けたか否かを事務所が確認でき
ます。ご協力の程、お願いします。

(公社) 赤穂市シルバー人材センター
〒678-0239 赤穂市加里屋 822-2
TEL:0791-43-7200 FAX:0791-43-4687

こんにちは！ お元気ですか？

赤穂市 高齢者見守りネット

高齢者見守りネットワークで高齢者をみんなで支えましょう！



高齢者を見守るネットワークづくりが進められています

「赤穂市高齢者見守りネット」は、見守り協定事業者等が
高齢者の異変に気づいたときに市役所へ連絡いただき、
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、
支援していく取り組みです。

「いつもと違う」「何かおかしい」と感じたら…

赤穂市役所 社会福祉課 電話 43-6809 へ
(または、地域包括支援センター 電話 42-1201 へ)

あなたのまわりに、こんな高齢者はいませんか？

たとえば

<p>あれっ？</p>  <p>広告物や新聞等が たまっている</p>	<p>あれっ？</p>  <p>最近、外出している姿 見かけなくなった</p>	<p>あれっ？</p>  <p>家の中から大声で怒鳴る声 聞こえる</p>
<p>あれっ？</p>  <p>服装が不自然なまま 外出している</p>	<p>あれっ？</p>  <p>最近、顔色も悪く、 やせてきた気がする</p>	<p>あれっ？</p>  <p>見慣れない人が 家に入りやすくなった</p>

緩やかでさりげない見守りをお願いします

緩やかでさりげない見守りは、日々の生活や業務の中で、「いつもと違う」「何かおかしい」と感じた場合に、通報・連絡する見守り活動です。まずは、気軽なあいさつから始めてみましょう。

たとえば

おはよう
ございます

こんにちは

寒くなりましたが
お元気ですか

こんばんは

よいお天気
ですね



高齢者見守りネット協定を民間事業者と締結しています

赤穂市では、事業活動を通じて高齢者と接する機会が多い民間事業者（交通機関・新聞販売店・金融機関・スーパー・小売店等）と、高齢者の異変を発見・通報するための見守り協定を締結しています。協定事業者は、平時からの高齢者の見守りに加え、認知症高齢者等が行方不明になった場合、行政機関と連携して早期発見のための連絡網を構築します。

※協定締結に関するお問い合わせは… 赤穂市役所 社会福祉課 電話 43-6809 まで

赤穂市シルバー人材センターの主な活動内容 (令和7年度実績)

○親睦活動

- ・清掃ボランティア
- ・会員日帰り研修旅行
- ・グラウンドゴルフ大会
- ・サークル活動（大正琴、ハーモニカ）
- ・会員作品展

○各種講習会

- ・刈払機等取扱講習会
 - ・健康管理講習会
 - ・シルバードライバー交通安全講習会
 - ・チェアヨガ講習会
 - ・交通安全講習会
 - ・接遇講習会
 - ・剪定講習会
 - ・刃物研ぎ講習会
 - ・しめ縄づくり講習会
 - ・ミニ葉ボタン寄せ植えづくり講習会
- ※年度によって内容が変更となります

○その他の活動

- ・さんもく楽市（農産物の販売）
- ・健康麻雀

○その他の取組み

- ・ゴールド会員、夫婦会員制度
- ・ポイント制度
- ・シルバーパートナーショップ
- ・顕彰制度
- ・新規会員紹介、新規お客様紹介に係る報奨制度
- ・慶弔金の支給
- ・Smile to Smile の運用